

つなぐシートについて

「つなぐシート」とは、複雑化・複合化した困りや悩みを抱えている方を
多機関協働事業者につなぐためのシートです（裏面 Q&A もお読みください）

● 「つなぐシート」活用判断チェック

- ☐ 自分の機関（事業所、課）のみでは対応できない
- ☐ 相談内容が本人のみでなく世帯全体にかかわる
（家計、居住、災害等）
- ☐ 相談先一覧にあてはまらない困りがある
（いわゆる「制度の狭間」 例：中高年のひきこもり）

1 つでも ✓ が入った場合は
「つなぐシート」を活用する

● 「受付」から「つなぎ」まで

- ☐ 相談者に「つなぐシート」を案内し、各項目への記入および署名をもらう
 - 署名以外は代筆可（世帯全員の署名が必要）
 - 裏面の「個人情報に関する管理・取り扱い規定」を説明すること
- ☐ 「つなぐシート」のコピー※1を相談に来られた方に渡す
- ☐ 所属機関内で多機関協働事業者へつなぐことの適切性と必要性を再度確認する
- ☐ 多機関協働事業者へつなぎの必要性があると判断した場合は、コピー※1を多機関協働事業者へ渡す※2

※1 原本は受付元で保管

※2 各事業所の方へ

市役所所管課を経由してご提出ください

所管課の例：介護事業所⇒高齢者支援課、障がい事業所⇒福祉課

Q & A

Q1, どんなときに“多機関協働事業者につなぐ”？

A, 「つなぐシート」活用判断チェックで1つでも該当した場合につなぎます。
ただし、既存の連携方法や支援体制で対応できる場合は、多機関協働事業者につなぐ必要はありません。

Q2, 多機関協働事業者につないでいいか迷うケースはどうしたらいい？

A, 各事業所内で多機関協働事業者へつなぐことの適切性と必要性を再確認したうえでも判断に迷う場合は、所管課へご相談ください。相談を受けた所管課と多機関協働事業者にて協議します。

Q3, 本人から困りの訴えはないが、あきらかに支援が必要と思われる人がいる…

A, 本人からの聞き取りが難しい場合や支援に対して拒否的な場合は、所管課へご相談ください。相談を受けた所管課と多機関協働事業者にて協議します。

Q4, 「つなぐシート」は必ず使用しないといけないの？

A, 多機関協働事業者につなぐ場合はご使用をお願いします。
ただし、人命にかかわることや緊急を要する場合は、直ちに消防等へ連絡をお願いします。

Q5, どのような言葉で相談を勧めたらいい？

例：「もしまだどこにもご相談されていないようでしたら、
そのお困りを一緒に考えてくれる機関をご紹介しますか」等。
※「解決できる」といった断定調の言葉は言わないように気を付けましょう

Q6, 関係のない話や内容がわかりにくい話が多く窓口対応が長くて大変な人がいる つなげば話を聴いて整理してもらえるか？

A, 対応が大変な人＝多機関協働事業の対象ではありません。
まずは、話を聴いて複雑化・複合化した困りや悩みを抱えていると思われる人であれば、「つなぐシート」をご活用ください。